

「川崎市地域見守りネットワーク事業」に関する覚書

川崎市(以下「甲」という。)と株式会社マリスタイル(以下「乙」という。)は、川崎市地域見守りネットワーク事業実施要綱に基づき、川崎市内の要援護者を地域社会全体で見守る体制を確保し、要援護者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援することを目的として、次のとおり覚書を締結する。

(連携事項)

- 第1条 甲と乙は、川崎市地域見守りネットワークの構築に取り組み、要援護者の発見及び情報の連絡から支援に至るまで相互連携を図るものとする。
- 2 乙は、要援護者を発見した場合、甲の指定する機関に別に示した手順に基づき情報の連絡を行う。
- 3 前項で定める事項を効果的に推進するため、甲と乙とは定期的に情報交換や協議を行うものとする。

(個人情報の取り扱い)

- 第2条 甲は、個人情報を提供する場合、川崎市個人情報保護条例の規定によるものとし、要援護者のプライバシー保護の観点から特に慎重に取り扱うものとする。
- 2 乙は、事業の実施により知り得た個人情報は、この事業の目的以外に利用、漏洩してはならない。

(有効期間)

- 第3条 この覚書の有効期間は、覚書の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1カ月前までに、甲乙いずれからも申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

(覚書の見直し)

- 第4条 甲又は乙のいずれかから、覚書内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(疑義の決定)

- 第5条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(その他)

- 第6条 乙は、本事業を営利活動に利用してはならないものとする。また、本事業を実施するにあたり作成したものは、本事業の目的以外に利用をしてはならない。

本協定書は、覚書を締結した日から効力が発生する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 30年 10月 /日

甲 川崎市
川崎市長
福田 紀彦



乙 川崎市宮前区鷺沼1丁目22-13-101
株式会社マリスタイル
代表取締役 石川 光康

